平成 30 年度　第3回可児市上下水道事業経営審議会議事録

【日　時】　平成 31 年 1 月 17 日（木曜日）午後 6 時 00 分から午後 7 時 50 分まで
【場　所】　可児市総合会館分室　第一会議室
【出席者】　審議会委員 9 人（欠席 3 人）、事務局 9 人

1. 部長及び会長あいさつ

【部長あいさつ要旨】
委員の皆様におかれましては、新年早々集まりいただき誠にありがとうございます。本年も昨年に引き続き、可児市上下水道事業経営審議会をよろしくお願いします。
前回は可児市水道事業の現状や課題、今後の整備計画を説明し、適正な料金についてどうするべきなのか諮問させていただいた。前回は事務局の説明時間が多く、委員の皆様方に十分に議論していただけなかったことをお詫び申し上げる。本日の審議会では十分に審議いただき結論を出していただけるとありがたい。

【会長あいさつ要旨】
前回の審議会では事務局側の説明が中心であり十分な審議が行えなかった。本日は前回の説明を踏まえ十分な議論を交わしたいと思うので、委員の皆様も積極的な発言をお願いしたい。水道料金をどうすべきなのかという諮問事項は非常に難しい課題であるかと思う。料金が下がるのは全ての住民が願うことかもしれないが、今後の整備計画や施設更新の財源確保等、水道事業が赤字経営にならないように様々な要因を総合的に判断して決定しなければならない。料金を下げるためにはそれなりの理由が必要であり、しっかり議論した上で納得のいく理由をもって料金について答申できたらと考えている。

【議事録署名者】
会長より今回の議事録署名者として片桐委員と森委員の指名があった。

2. 議題

【諮問事項】可児市水道事業の適正な料金について

・答申のとりまとめの方向性

・広域連携について

発言者　☆＝会長　○＝委員　⇒事務局

【答申のとりまとめ及び広域連携について】

☆前回の審議会以降、委員の方から意見や質問はありましたか。

⇒質問や意見は寄せられていません。

　第 2 回の上下水道経営審議会のまとめをお配りしていますので、簡単に振り返りたいと思います（資料説明）。

☆第 2 回審議会のまとめ資料 5 ページにある、現行の料金体系で平成 31 年度からの 5 年間の運営ができるのであれば、現状維持（料金据置）でお願いしたいという意見が委員から出たがこれについて何か意見があるか。

⇒料金据置でお願いしたいという委員からの意見はあったが、料金据置で決定というわけではなく、諮問に対してどのような答申をしていただくのかをとりまとめていただきたい。

☆第 2 回審議会のまとめ資料 5 ページで質問 2 つと意見 2 つが出たが、これに対して委員の方、意見または他の方法があれば発言いただきたい。

＜特に発言がなく、会長より各委員に尋ねた＞

○下水道について、過去に下水道の接続工事を実施しておらず下水道使用料を支払ってない人がいるが、工事を実施して支払っている人との不公平はないのか。

⇒過去に工事を実施していない人は浄化槽ではないのか。各務原浄化センターに繋がる公共下水道に接続していない人は下水道使用料を支払う必要がなく、基本的には公共下水道に接続できる範囲にお住まいの方には工事を促し接続してもらっている。諸事情により過去に工事をしてもらえなかった方には、毎年はがき等を送付し公共下水道への切り替えを促している。

○可児市は水道料金と下水道料金を一緒に集めており、水道料金より下水道料金の方が高く、浄化槽の人と下水道に接続している人の違いを含め、その下水道の体系について伺いたい。

○可児市は過去において、そのほとんどが合併浄化槽か汲み取り式で汚水を処理していた。

しかし地域の公衆衛生の確保を進めるために、国が公共下水道への接続を全国的に促したという経緯がある。また特定環境保全公共下水道や農業集落排水事業に見られる集中浄化槽においても同様である。可児市は県が運営している流域下水道に仲間入りし、各務原にある大規模な浄化センターに接続することになり、昭和の終わり頃から面整備を進めてきた。整備された公共下水道に関しては、所有地の 1 ㎡あたり 500 円の負担金を賦課・徴収することとし、法律に基づいた上で、整備が完了した地域は速やかに公共下水道に接続しなければならないという流れになった。

以上の経緯がある中で、自宅を建設し自前で合併浄化槽を作ったばかりの方たちは、金銭的にもすぐに公共下水道に切り替えることに抵抗があった。ちなみに合併浄化槽を維持するためには公共下水道に接続しているのに必要な料金と同等以上の費用がかかる。行政としても公共下水道への接続は速やかに行ってもらいたいはずであるが、色々な事情によりすぐには切り替えることが出来ない人がいることも理解いただきたい。

今回の諮問事項は水道料金についてであり、上水道に限った議論をしましょう。

⇒下水道の接続率は 91%程度であり、若干ではあるがまだ切替えていない方がみえる現実があります。

☆前回の意見をまとめると、今後 5 年間において現行の料金体系で維持するという意見と、広域化して料金の値下げも考えるという意見にまとめることができるが、これについて意見を頂戴したい。

＜特に発言がなく、事務局より資料 1－1「広域連携の推進」、資料 1-2「岐阜県における広域連携の検討」を説明した＞

⇒今回の諮問は、今後 5 年間の水道料金についての審議をお願いしているところであり、広域連携をどうしていくかということではない。

広域連携については長期間で考えるべき課題である。資料 1－1 を見ていただくと、例えば香川県広域水道企業団についてはここ 10 年間という長期的な期間で計画してきた統合である。大阪広域水道企業団の経営の一体化については 20 年間かかる計画である。当然今後は長期的な視点で広域連携について勉強していかなければならないが、今回については水道料金について答申いただきたい。

岐阜県においても、地理的な条件もあって全ての市町村をすぐに広域化することができないのが現状である。よって県内 4 つの水道圏に分かれ、各々で出来ることから検討している。

☆広域連携の話は 10 年、20 年費やすような長期的な課題であり、今回の答申にはそぐわないということなのか。

⇒そのようにご理解いただきたい。前回の整備計画の中でも今後 5 年間は黒字であるが、その後は赤字になるという説明をしたが、その時には経営が悪化しないように広域連携の

話は出てくるはずである。

☆委員の方の意見をお願いしたい。

〇今後 5 年間においては、前回の資料も踏まえ現状の水道料金で経営可能ならば、現状維持という答申でよいのではないか。広域連携についてはこれから十分勉強いただき、5 年後また本格的に検討するという回答でよいと思う。

〇資料 1－1 について香川県の事業統合は 10 年後ではなく、平成 30 年から既に開始しているということでよろしいか。
⇒そうです。過去 10 年で話を進め、ようやく県内一水道を開始したところである。

〇水道料金が安いに越したことはない。詳しい知識はないが事務局の方に努力いただき、今後５年間はせめて現状維持でお願いしたいという意見である。
＜現状維持という意見、委員の８名が表明＞

☆広域連携について 5 年、10 年待つという考えは民間企業においてはなく、なぜすぐに行動に移せないのか。事業統合や経営の一体化については時間が必要かもしれないが、管理の一体化はすぐに出来そうであるがどう考えるのか。やる気やリーダーシップの問題であると思う。公営企業においてはそれなりの事情があるのか。
⇒「施設の共同化」の中にある緊急時連絡管の接続においては既に県営水道で行っており、可児市も緊急時の対応ができる。しかし他の広域連携の形態についてはすぐにというわけにはいかない。

〇皆さんが市の広域連携にどれだけ期待されているのかが不明である。広域連携をすればすぐに水道料金が安くなるというイメージはないと思った方がよいのではないか。それを短期間で実現するのは非常に高いハードルである。
　岐阜市においては地理的な事情もあり水道料金が可児市より安いわけだが、水利権を持たない可児市は岐阜県が設置したダム、浄水場を利用しなければならないなど根本的に事情が異なる。
　可児市においては民間委託により職員削減に努めるなど出来る努力は行っている。そういった事情がある中で、民間企業と同じように水道事業を考えてしまうのはどうかと思う。答申としては、現実的に現状維持が可能ならば現状維持という回答でよいのではないか。大きな期待をしないわけではないが広域連携についてはもう少し時間がかかる課題である。事務局としても可能なことと可能でないことをはっきり主張してもよいと考える。
⇒岐阜市の話がでたが、岐阜地区、大垣地区は水の豊かなところである。岐阜市においては井戸を掘ると豊富な水が出て、塩素を入れるだけで水道水として供給できる。水を配水

するコストが大きく違う。
　また、広域連携の事例の香川県では水源不足という同じ悩みを抱えていた団体同士でも10 年を費やした。水道料金的に 1.5 倍程度の差しかない中で、まとまる時間が掛かっている。岐阜県は前回の審議会資料のように大きな開きがある。
　広域連携の形態で、施設の維持管理等の共同委託はスケールメリットが考えられる。
施設の共同化は地理的、物理的な条件もあり難しい。長期的な視点で考えると広域化は考えなければならない課題ではある。

〇現実的にはやはり広域連携のメリットを享受するのは将来的にも難しく、水道料金を下げるのではなく、上がらないように頑張ってもらいたい。

☆努力すべき努力は可能な限り行っていることは理解できるが、水道事業を経営するにあって、まだ他市町村の良いところを吸収することはできるはずである。完璧な経営主体である市町村はなく、広域連携によるメリットはいくらでもあるはずである。例えば、全国あるいは世界中の公営企業体の経営のあり方ついて研究すればコストダウンできる発見があると考える。
⇒岐阜県でも広域連携の勉強会は始まったばかりであり、そういった会議に積極的に参加して勉強していくつもりである。

☆答申としては 2 つある。1 つ目は皆さんが共通で考える 5 年間水道料金を現状維持するという考えについては賛成である。2 つ目は広域連携という名の下に経営というものを勉強いただき、それを多分に活かしていただきたいと考える。

〇市として出来る限りの経営努力をされているのは理解できたが、会長の言うような民間企業に近い経営というのも今後は必要になってくるのかと思う。

〇市には議会説明があり市会議員の中には会社経営者もいるので、公営企業について真剣に考察している方もいる。可児市はそうでないが民間人が市長となって公営企業を指揮している方もいる。昨年末は水道法の改正も話題になり、今後の水道事業も変わっていくし、市民を含めて世間の注目を集めるかもしれない。

⇒事務局としては今回の審議会で出た意見を肝に銘じ、広域連携を含む経営努力を怠らないように将来を見据えた経営を行っていきたい。5 年後においても少なくとも値上げはしないような経営努力をしていかなければならない。

☆民間企業に委託したという事例があり、それにより経営状態を健全な方向に持っていけた公営企業もあると聞いたがどうなのか。

⇒事業主体が民間になってしまうと利益追求や責任の所在が不明になってしまうというデメリットもある。また浄水場にいたっては可児市においてはないが、その建設費と運営費に莫大な費用がかかり、運営権を保持したまま民間に委託することで費用面でのメリットを享受できることもある。可児市は県から購入しているためそれらの費用はなく安全かつ安定的に水を供給できている。今回の水道法改正で話題となった官民連携によるコンセッション方式は所有権を市に残し、運営権を民間に売却して民間手法による経営効率を存分に発揮いただくというものである。

〇消費税が上がるのに料金据置ならば実質値下げということでよいのか。また市が支払うコストについて、仕入値が今後上がる可能性を考慮すると、安全な水を供給するため、あるいは経営を保つためにはいつかは値上げも考えなければならないのではないか。
⇒現状維持というのは税抜きの単価ベースなので消費税の増税分は転嫁させていただく。
　また、仕入値の話では可児市は県からの水購入費が大きな部分を占めているため、県の水道施設改修といった要因で県水を値上げされるような事態になれば、市の水道料金も大きく左右される。
　先ほどの改正水道法について、改正法は成立したが施行については 1 年以内とし、全国の説明会が完了してから施行すると国は考えているため、実態としてすぐに動けるわけではない。

☆答申案としては、今後の 5 年間の水道料金を現状維持（税抜き単価）することと、広域連携という名の下に経営の効率化を図るという 2 項目でよろしいですか。
＜委員から異議なしの声＞
⇒今回の審議について事務局で答申案を作成し、雑賀会長と本日は欠席の安藤副会長にご確認いただき、答申案の成案とする。

（会議終了）